

松戸市報道資料令和3年9月29日

緊急事態宣言解除に伴う 10月1日以降の教育活動等について

現在発出されている緊急事態宣言が、9月30日をもって解除されますので、引き続き最大限の感染対策を講じつつ、子どもの健やかな学びを保障するために、以下のとおり教育活動等の対応をします。

【市立小・中学校】

●10月1日以降の日課について

・通常日課とします

●学習活動について

- ・接触、密集、近距離の活動、向かい合っての発声は避けます
- ・連続したグループ活動は短時間とし、必ず換気を行います
- ・学校発表会、校外行事、宿泊を伴う修学旅行等の行事については、感染防止 対策を講じた上で、実施を可とします

●部活動について

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえた、安全で効果的な部活動を実施 します
- ただし、10月14日(木)までの2週間は移行期間として、次の対応を実施します
- ※平日90分以内、休日は昼食を挟まない3時間以内の活動とする
- ※なお、参加する大会の2週間前からに限り、練習試合・合同練習を可とする

【市立高等学校】

●10月1日以降の日課について

- ・10月4日(月)より通常日課(50分授業)
- ※ | 0月 | 日(金)のみ時差通学・短縮授業(45分授業) (すでに今週の日課を生徒等に周知しているため)

●部活動について

(1) 10月14日(木)まで

平日は放課後90分以内。休日は昼食を挟まず3時間以内の活動とし、 平日及び休日それぞれ | 日以上の休養日を設ける。

(2) 10月15日(金)以降

感染対策を徹底し、学校の活動方針に基づき通常の活動を行う。



(3) その他

練習試合の実施や大会参加等については、県立高校に準じた対応を行う。

●その他の教育活動

・県立高校に準じた対応を行う。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本356 京葉ガスF松戸ビル4階 松戸市学校教育部学務課 ☎047-366-7457 FAX047-368-6616 ⊠mcgakumu@city.matsudo.chiba.jp